

せいねんこうけん

栃木市成年後見サポートセンターの ご案内

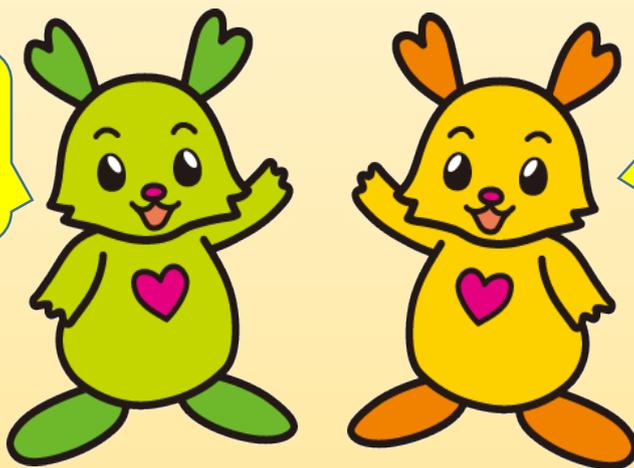
認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方が
さまざまな契約や財産管理に困ったときのために

成年後見制度ってどんな時に使うの？
制度のことが知りたい。

成年後見人って誰でもなれるのかな？

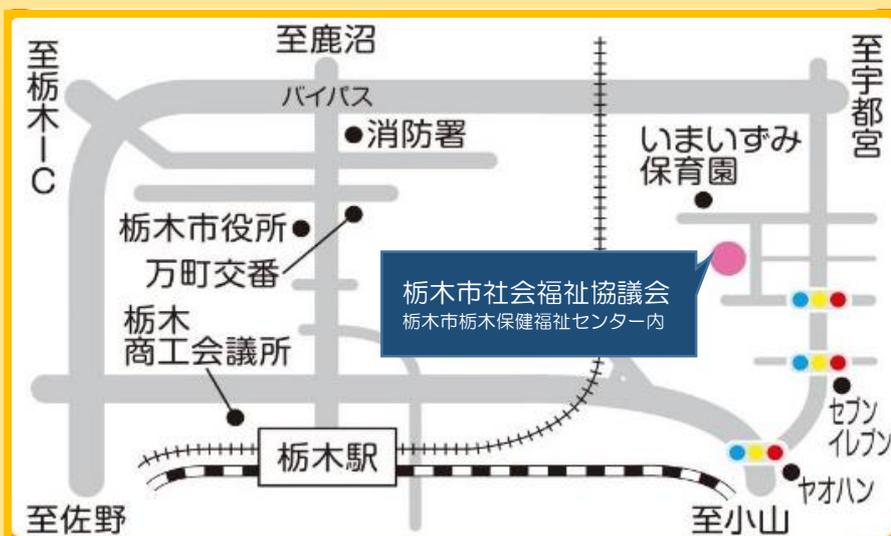
判断能力が不十分で、訪問販売や悪徳商法の被害にあっているみたい。

最近物忘れがひどくなってきてお金の引き出しが一人では難しくなってきた。



栃木市社会福祉協議会 広報大使
ふっくん ぴーちゃん

成年後見制度に関することについて、お気軽にご相談ください



社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 栃木市成年後見サポートセンター

〒328-0027 栃木市今泉町2丁目1番40号（栃木市栃木保健福祉センター内）

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

（土、日、祝日法に定める休日、12月29日～1月3日 休み）

成年後見制度ってなあに？

認知症や障がいなどにより、ものごとの判断能力に欠けたり不足したりする方が、さまざまな契約や財産管理などをするときには不利益を生じることがないように、ご本人を守り、支援する人を設ける制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」と言います。

センターのご案内

栃木市成年後見サポートセンターは、栃木市の委託事業として実施しています。

相談

専門の職員（社会福祉士等）による相談窓口の設置



成年後見制度について、詳しく知りたいなど、制度に関する相談、助言、情報提供を行います。お気軽にお問合せください。

広報啓発

研修会や出前講座の開催



研修会や出前講座を開催することにより、成年後見制度の啓発を図ります。また、後見業務の新たな担い手である「市民後見人※」の啓発等の講座を開催します。

法人後見



親族や専門職による後見人が得られにくい方に対し、家庭裁判所の審判を経て、栃木市社会福祉協議会が法人として成年後見等をお受けいたします。

※「市民後見人」とは、親族や専門職以外で家庭裁判所から選任された一般市民の後見人のことです。

お問い合わせ

☎ 0282-22-4501（相談専用電話）

FAX 0282-22-4467

✉ seikatsu-tochigi@tochigishi-shakyo.or.jp